



## 緊急消防援助隊受援訓練（図上訓練）を実施します

緊急消防援助隊は、消防組織法に基づき、大規模災害等の発生により、被災都道府県内の消防力では対処できない場合において、被災地の消防の応援等の活動を行うことを任務としています。

このたび、東海市が被災したとの想定で、県内の他の消防本部から、さらに他県の緊急消防援助隊から、応援を受ける体制の確立を目的として、受援訓練（図上訓練）を実施します。

### ■訓練日時

令和6年（2024年）11月8日（金）午前8時45分から正午まで

※ 午前8時30分から図上訓練説明を実施します。

### ■訓練会場

東海市消防本部（東海市高横須賀町町新田1番地の1）

### ■主催

愛知県及び愛知県消防長会

### ■共催

東海市

### ■訓練参加機関

愛知県、名古屋市消防局、東海市防災危機管理課、国立研究開発法人防災科学技術研究所、東海市消防本部・消防署 約50名

### ■訓練内容

以下を目的として、図上訓練を行います。

- ・地震による被害発生を受け、県内の他の消防本部から応援を受けるための、要請手順と受援体制の確認・検証
- ・さらなる大規模被害発生を受け、他県の緊急消防援助隊から応援を受けるための、要請手順と受援体制の確認・検証

## ■訓練の中止

中止の判断は、次の判断目安により、11月8日（金）午前7時に行います。ただし、実施の判断をしても、以降の状況により中止とすることがあります。

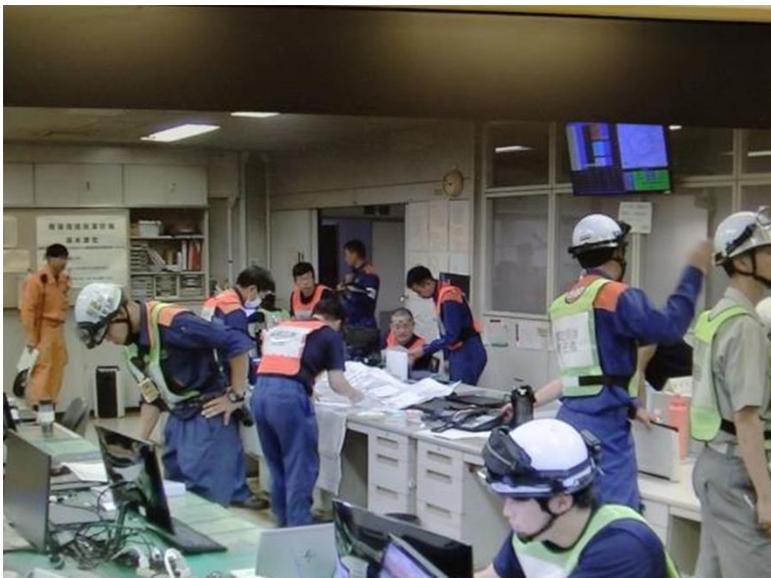
- ・東海市又は隣接する名古屋市、知多市、大府市において震度4以上の地震を観測し、かつ、その地震の揺れによる被害又は被害の発生が予想されるとき。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。
- ・東海市消防本部に設置する雨量計において、時間雨量30ミリメートル以上を記録し、かつ、東海市において災害発生の危険性が高まっているとき。
- ・東海市内において、大規模災害が発生し、訓練が困難と判断した場合。
- ・11月8日（金）までに、消防庁から緊急消防援助隊愛知県大隊に対して出動準備が継続し、又は、出動の指示又は求めがある災害が発生している場合。
- ・飛翔体の発射情報がJアラートにより愛知県に伝達され、かつ県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合また又は発生するおそれがある場合。

## ■取材について

- ・当日、午前8時15分から東海市消防本部庁舎入口で取材の受付を行います。
- ・報道機関であることがわかるよう、自社の腕章等を着用してください。
- ・取材場所については、係員の指示に従ってください。
- ・訓練中の参加者への取材は御遠慮ください。

## ■写真等

事前訓練の様子



問合せ	消防署警防課 担当：宮澤（みやざわ） 0562-36-0471（内線 8212）
-----	--